## 河川等における治水対策・減災対策の推進について

昨年発生した令和元年房総半島台風(15号)・令和元年東日本台風(19号)及び10月25日の大雨をはじめ、近年、甚大な被害を引き起こす台風や集中豪雨などが頻繁に発生し、各地で大きな水害が発生している。

今後も気候変動等の影響による豪雨の頻発化・激甚化が 懸念されることから、治水機能の向上を図るハード対策と施設では 防ぎきれない洪水等から人命を守るためのソフト対策に一体的に 取り組み、流域における治水対策・減災対策をより一層推進すること が重要である。

このような状況を踏まえ、九都県市の取組がしっかり進むよう、 国が責任を持って行うべき事項について、以下のとおり要望する。

1 河川の越水等による浸水被害を防止するための抜本的な治水対策に必要な予算措置を講ずること。

併せて、適正な河川機能を確保するための樹木伐採や堆積土砂 撤去に必要な予算措置を講ずること。

2 中小河川は、降雨から流出までの時間が短く、局所的な豪雨により急激な水位上昇が生じやすい。こうした特性を踏まえ、避難体制を確保する目安となる河川水位の設定について技術的支援を行うとともに、監視体制を強化するための水位計や監視カメラの設置及び更新に係る予算措置の拡充を講ずること。

また、浸水想定区域図の作成において、対象を拡大し、具体的な手法について早期に国の方針を示すとともに、必要な予算措置を講ずること。

3 局所的な豪雨の増加に伴い、市街地における浸水被害の軽減を 図る必要があることから、内水氾濫対策の促進に係る技術的な 支援及び必要な予算措置を講ずること。

## 令和2年 月 日

## 国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

座 長

九都県市首脳会議